

四訂

# 栄養教諭論 [第3版]

— 理論と実際 —

金田 雅代 編著

建帛社

KENPAKUSHA

## 編著者

かねだ まさよ  
金田 雅代 女子栄養大学名誉教授  
元文部科学省スポーツ・青少年局

〔執筆分担〕

第1章

## 著者〔五十音順〕

あいば 饗場	なおみ 直美	神奈川県立健康医療科学部	第4章
いしづか 石塚	こうじ 浩司	静岡県袋井市総合健康センター	第10章3-1) 実践事例②
いまい 今井	たかのり 孝成	昭和医科大学医学部小児科学講座	第10章3-1)
えぐち 江口	ようこ 陽子	元佐賀県基山町立基山小学校	第2章2
おおた 太田	あつひろ 敦弘	鳥取県米子市立和田小学校	第9章5
かがわ 香川	あきお 明夫	女子栄養大学栄養学部	第2章1
きたがわ 北川	たいき 大樹	八王子市立たがの杜小中学校	第9章6
きよく 清久	としかず 利和	茨城県たつの市立小宅小学校	第6章4, 第7章3
さいとう 齊藤	るみ るみ	文部科学省初等中等教育局	第8章
すずき 鈴木	まり 真理	跡見学園女子大学心理学部	第10章3-3)
たかの 高野	ひろお 浩男	米沢市立南原小学校	第9章4
たるい 樽井	けいこ 圭子	元栃木県宇都宮市立緑が丘小学校	第9章2
ちゅうまん 中馬	かずよ 和代	元鹿児島純心女子短期大学	第11章5-4)
ながしま 長島	ほこ 美保子	(公社)全国学校栄養士協議会	第3章
なかにし 中西	ともみ 智美	鹿児島県立短期大学	第7章4
なるかわ 鳴川	てつや 哲也	福島大学人間発達文化学類	第9章7
はせがわ 長谷川	みほ 実穂	昭和医科大学医学部小児科学講座	第10章1, 2
はら 原	みつひこ 光彦	和洋女子大学家政学部	第10章3-2)
ひらいわ 平岩	やすひろ 靖弘	愛知県岡崎市環境部	第11章5-3)
ふかくら 深蔵	しょうこ 祥子	大分県国東市立安岐小学校	第9章1
みずしま 水嶋	ゆみ 真由美	元仁愛大学人間生活学部	第11章5-2)
みやたけ 宮武	ちづこ 千津子	元香川県教育委員会	第7章1, 2
むらい 村井	えいこ 栄子	元香川県丸亀市立綾歌中学校	第7章1
よこしま 横嶋	つよし 剛	日本女子体育大学体育学部	第5章, 第6章1~3, 第9章3
よこはら 横張	あきこ 亜希子	埼玉県立三郷高等学校	第9章8
よしはら 吉原	ともこ 朋子	元秋田県五城目町立五城目第一中学校	第11章1~4, 5-1)

## 初版はしがき

栄養教諭制度は2005（平成17）年4月1日スタートした。それまでは、主に学校給食の管理業務を中心とする学校栄養職員が、食に関する指導の一部を担ってきた。今回の創設で、栄養教諭は食に関する指導と学校給食の管理を一体的のものとしてその職務とし、教諭や養護教諭と並んで、児童・生徒に対する指導を直接的に担う教育職員として位置づけられたのである。

栄養教諭制度は、2004（平成16）年1月20日の中央教育審議会答申において、「近年、食生活の乱れが深刻になっており、望ましい食習慣の形成は、今や国民的課題になっている。子どもたちが将来にわたって健康に生活していけるようにするためには、子どもたちに対する食に関する指導を充実し、望ましい食習慣の形成を促すことが重要である。また、食に関する指導の充実は、「生きる力」の基礎となる健康と体力を育むほか、食文化の継承、社会性の涵養などの効果も期待できる。」と提言されたのを受けて、学校における食に関する指導体制を整備するために創設されたものである。

栄養教諭の免許状は、栄養士あるいは管理栄養士の基礎資格の上に、教育に関する専門性を併せ持つこととされている。養成においては、新設された科目「栄養に係わる教育」で、食文化や食の歴史など、児童・生徒を取り巻く課題を踏まえ、栄養教諭としての使命や職務内容の重要性を理解し、教育に関する専門性および栄養に関する専門性を横断的に身に付けることができるようにすることを目的としている。

新設科目であり、その趣旨や内容を養成課程の学生や関係者はもとより、現職の栄養教諭あるいは学校栄養職員にも理解され、食に関する指導の充実が図られるように周知することが緊急の課題と考えられる。本書は、それらの趣旨を踏まえ、栄養教諭養成課程の「栄養に係わる教育」に関する科目2単位の教科書として企画したものである。

本書をひとつのベースとして、栄養教諭がその役割を自覚し、その活動がより良いものとなることを願っている。

本書の発刊のきっかけを作っていただいた中村丁次先生、山本茂先生、編集意図を理解いただき限られた時間で執筆いただいた先生方、本書の発刊に終始ご尽力いただいた建帛社筑紫社長ならびに編集部の方々にお礼申し上げる。

平成17年7月

編著者 金田 雅代

## 四訂によせて

平成29年3月に小学校、中学校、4月に特別支援学校（小学部・中学部）、平成30年3月に高等学校、平成31年2月に特別支援学校（高等部）の学習指導要領が改訂されました。今回の学習指導要領の改訂の基本的な考え方は三つあり、一つ目は社会に開かれた教育課程を重視すること、二つ目は確かな学力を育成すること、三つ目は体育健康に関する指導の充実により豊かな心や健やかな体を育成することです。

この学習指導要領の改訂で特筆したいことは、平成20年の改訂で初めて明記された「学校における食育の推進」は「体育科の時間はもとより～」であったものが、今回は「体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」と具体的に教科等が示され、学校教育活動全体を通じて指導することがより明確になったことです。

このことは平成28年12月21日の中央教育審議会答申の中に、健康・安全・食に関する資質・能力として、「食を取り巻く社会環境が変化し、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保や食料自給率向上、食品ロス削減等の食に関わる課題が顕在化している」ことが課題として示され、前回の答申より食に関する問題は深刻化しており、食育の推進は待ったなしの国の重要課題であることに他なりません。生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送るために必要な資質・能力を育むためには、栄養教諭が果たす役割はますます重要になっています。

本書は、今回の学習指導要領の改訂、『食に関する指導の手引（第二次改訂版）』の改訂を踏まえて大幅に内容を見直し、併せてこの10年間に取り組まれてきた食育の実践例等の充実を図り、四訂版としました。

さらに、令和3年3月に策定された第4次食育推進基本計画をはじめとした最新の動向、統計データの更新などに対応した四訂第2版を、次いで更に統計データを新しいものにした四訂第3版を発行しました。

栄養教諭を目指す学生の教科書として、また、栄養教諭、学校栄養職員、教職員、地域で活躍されている食育関係者の方々にもご活用いただけることを願っております。

最後に、各執筆者の先生方、建帛社の会長はじめ編集部の皆様のご協力を得て発刊に至りましたことをここに記して御礼の言葉といたします。

令和8年1月

編著者 金田 雅代

# 目 次

## 第1章 栄養教諭の制度と役割

1. 栄養教諭制度創設の経緯	1
1) 学校栄養職員の歴史	1
2) 栄養教諭制度創設まで	3
3) 創設に至るまでの審議会答申	3
4) 創設以降の審議会答申	7
5) 学習指導要領改訂	7
2. 栄養教諭の資質能力の確保	7
3. 栄養教諭の配置	9
4. 栄養教諭の身分	10
5. 栄養教諭の職務	11
1) 栄養教諭の職務	11
2) 学校給食法に示されている栄養教諭の職務	12
6. 学校給食の歴史	14
7. 学校給食法	17
8. 食育基本法の施行, 食育推進基本計画の決定	18
1) 食育基本法	18
2) 食育推進基本計画	18

## 第2章 学校組織と栄養教諭

1. 学校組織と栄養教諭の位置づけ	19
1) 学校給食と教育的な意義と役割を担う栄養教諭	19
2) 校務分掌と栄養教諭	21
2. 委員会活動等における栄養教諭の役割	24
1) 学校保健委員会	24
2) 食育推進委員会	26

## 第3章 学校給食と日本人の食生活

1. 学校給食の食事内容の推移	28
1) 時代背景に応じて多様化してきた学校給食	28
2) 学校給食の食事環境	32
3) 学校給食用食器具の変遷	33
2. 地場産物の活用と郷土食	33
1) 学校給食における地場産物の活用	33
2) 米飯給食の普及と郷土食	34

## 第4章 子どもの発達と食生活

1. 体位と健康 ..... 37
  - 1) 体 位 37
  - 2) 体 力 38
2. 食習慣と健康 ..... 39
  - 1) 健康状態（肥満とやせ） 39
  - 2) 食生活状況 40
3. 調査から見える食生活の課題 ..... 42
4. 学校給食でのエネルギーおよび栄養素の摂取量 ..... 45

## 第5章 学習指導要領の意義と食育のあり方

1. 学習指導要領改訂の趣旨 ..... 47
  - 1) 6つの改善すべき事項 47
  - 2) 中教審答申で示された資質・能力 48
  - 3) 資質・能力の3つの柱 48
2. 学校における体育・健康に関する指導と食育の推進 ..... 49
3. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 ..... 49
4. カリキュラム・マネジメント ..... 50
  - 1) カリキュラム・マネジメントの重要性 50
  - 2) カリキュラム・マネジメントの3つの側面 51
  - 3) 食育とカリキュラム・マネジメント 51
5. 栄養教諭に求められるもの ..... 53
  - 1) 栄養教諭を中核としたPDCA サイクルの構築 53
  - 2) 栄養教諭の授業参画 53

## 第6章 食に関する指導の全体計画

1. 「食に関する指導の全体計画」の作成の必要性 ..... 55
2. 食に関する指導の目標と内容 ..... 55
  - 1) 食に関する指導の目標 56
  - 2) 食育の視点 56
3. 「食に関する指導の全体計画」作成の手順および内容 ..... 59
  - 1) 実態の把握 59
  - 2) 評価指標の設定 59
  - 3) 食に関する指導の目標の設定 59
  - 4) 食育推進組織 60
  - 5) 食に関する指導の体系 60
  - 6) 地場産物の活用 60
  - 7) 家庭・地域との連携 60

8) 食育推進の評価	60
4. 食育推進の評価	64
1) 評価の考え方	64
2) 評価の進め方	64
3) 学校評価との関連	65

## 第7章 「食に関する指導」の展開

1. 指導内容の整理と指導計画	66
1) 小学校低学年	67
2) 小学校中学年	67
3) 小学校高学年	67
4) 中学校	72
2. 年間指導計画に基づいた指導の成果	72
3. 学習指導の評価	73
1) 基本的な考え方	73
2) 評価の実施	73
3) 評価結果の活用	74
4. 特別支援学校における食に関する指導	74
1) 特別支援学校における食に関する指導の意義・価値	74
2) 教育課程上の位置づけ	75
3) 衛生管理とリスクマネジメント	75
4) 栄養教諭の役割	78

## 第8章 給食の時間における食に関する指導

1. 給食の時間における指導	84
1) 学校指導要領における給食の位置づけ	84
2) 給食の時間における指導の特徴	86
3) 給食の時間における食に関する指導の進め方	89
2. 指導における留意点	95
1) 学校給食におけるリスクマネジメント	95
2) 給食の時間における指導の評価	96
3) 給食時間の指導上の留意点	96

## 第9章 教科等における食に関する指導

1. 生活科における食に関する指導	97
1) 小学校学習指導要領「生活科」の目標	97
2) 小学校学習指導要領「生活科」における食に関連する内容	98

3)	教科の特質	99
4)	栄養教諭の関わり	99
2.	「家庭科」, 「技術・家庭科（家庭分野）」における食に関する指導	101
1)	小学校「家庭科」における食に関する指導	101
2)	中学校「技術・家庭科」（家庭分野）における食に関する指導	105
3.	「体育科」, 「保健体育科」における食に関する指導	108
1)	学習指導要領「体育科」, 「保健体育科」の目標	108
2)	学習指導要領「体育科」, 「保健体育科」における食に関する内容	109
3)	「保健」における食に関連する内容	111
4)	「保健」における学習指導の工夫	112
5)	栄養教諭の関わり	112
6)	保健の指導例	113
4.	総合的な学習の時間における食に関する指導	114
1)	学習指導要領「総合的な学習の時間」の目標	114
2)	学習指導要領「総合的な学習の時間」の内容	115
3)	総合的な学習の時間の特質	116
4)	栄養教諭の関わり	119
5)	小学校の事例	119
6)	評価について	120
5.	特別活動における食に関する指導	121
1)	学習指導要領「特別活動」の目標	121
2)	学習指導要領「特別活動」における食に関する指導の内容	122
3)	特別活動の特質	123
4)	特別活動における栄養教諭の関わり	127
5)	児童会・生徒会活動, クラブ活動における指導	128
6.	社会科における食に関する指導	129
1)	学習指導要領における「社会科」の目標	129
2)	学習指導要領における食に関する指導内容	130
3)	教科の特質	131
4)	栄養教諭の関わり	132
7.	理科における食に関する指導	132
1)	学習指導要領「理科」の目標	132
2)	学習指導要領における食に関する指導内容	133
3)	教科の特質	135
4)	栄養教諭の関わり	136
8.	特別の教科 道徳における食に関する指導	136
1)	学習指導要領「特別の教科 道徳」の目標	136

- 2) 学習指導要領における食に関する指導の内容 137
- 3) 教科の特質 139
- 4) 栄養教諭の関わり 139

## 第10章 個別栄養相談指導の意義と方法

- 1. 個別栄養相談の意義 ..... 141
  - 1) 対象となる児童・生徒 141
  - 2) 自己効力感を高める重要性 142
- 2. 個別栄養相談の方法 ..... 142
  - 1) 専門知識の確認 143
  - 2) 児童・生徒, 保護者の準備段階の評価 143
  - 3) 面談の方法 143
  - 4) 行動変容のステージモデル 144
  - 5) 行動変容のステージに合わせた具体的な指導のポイント 145
- 3. 個別栄養相談指導の実際 ..... 147
  - 1) 食物アレルギー 147
  - 2) 肥 満 157
  - 3) やせ (過激なダイエット・偏食含む) 159

## 第11章 家庭・地域社会との連携

- 1. なぜ今「家庭・地域社会との連携」なのか ..... 163
  - 1) 学校・家庭・地域社会の連携 163
  - 2) 学校給食法と地域連携 163
- 2. 家庭・地域社会との連携に期待される「コーディネーター」の役割  
..... 164
- 3. 地域・家庭との連携を具体的に推進するための「キーワード」… 165
  - 1) 「開く」 165
  - 2) 「結ぶ」 165
  - 3) 「育む」 165
- 4. 地場産物を活用するための連携 ..... 166
  - 1) 学校給食における地場産物 166
  - 2) 教材としての地場産物 166
  - 3) 関係機関との連携と年間計画 166
- 5. 連携の実践例 ..... 167
  - 1) 学校給食単独調理校 (調理場) における実践例 167
  - 2) 学校給食センターにおける実践例 (越前町学校給食センター) 171
  - 3) 市の給食会における実践例 (岡崎市学校給食協会) 175
  - 4) 都道府県学校給食会における実践例 (鹿児島県学校給食会) 179

 **資 料**

1. 食に関する指導体制の整備について（中央教育審議会答申）…… 182
2. 食育基本法 [抜粋] …………… 189
3. 第4次食育推進基本計画 [抜粋] …………… 193
4. 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の  
学習指導要領等の改善について [抜粋]（中央教育審議会答申）… 207
5. 学校給食法 [抜粋] …………… 208

**索 引** …………… 211

# 第1章 栄養教諭の制度と役割

本章では、学校栄養職員の歴史、栄養教諭制度創設の経緯を十分に把握した上で、栄養教諭の職務内容を正しく理解し、果たすべき役割をしっかりとらえられるようにする。

## 1. 栄養教諭制度創設の経緯

### 1) 学校栄養職員の歴史

- 1954(昭和29)年 学校給食法に関する参議院の付帯決議で、「学校給食を担当する栄養管理職員の給与についても国庫補助<sup>みち</sup>の途を開くこと」とされた。
- 1957(昭和32)年 学校給食法の一部を改正する法律に対する衆議院の付帯決議において、「学校給食の重要性にかんがみ、義務教育諸学校並びに夜間課程を置く高等学校に栄養士を置くよう所要の措置を講ずるとともに、学校給食に従事する職員の身分の確立とその給与費国庫補助の方途を講ずること」とされたが、現実的には学校の中に学校栄養職員のポストがなく、学校の設置者である市町村教育委員会は、給与の予算措置上、適当な職名をつけて配置していた。その当時は、主業務が調理作業であり、給食の献立作成や栄養指導のための資料作成などは、空いている時間にしか行えなかった。
- 1964(昭和39)年 国は、学校栄養職員を各市町村に設置する援助措置として、「学校栄養職員設置費補助制度」を設けて、共同調理場に勤務する学校栄養職員の設置に要する給与費の2分の1を補助することにした。
- 1966(昭和41)年 国は「学校栄養職員設置費補助制度」を単独調理校方式の学校に置かれる学校栄養職員にも拡大した。これにより、共同調理場・単独調理校に勤務する学校栄養職員に対して予算措置はされたが、市町村において必要に応じて置くことができるものとされていたことから、配置を行う市町村の財政力その他の事情によって、各都道府県および市町村ごとの配置状況は著しい不均衡を生じた。
- 1974(昭和49)年 国は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」など関係法令の改正を行い、公立の義務教育諸学校および共同調理場に勤務する学校栄養職員について、新たに都道府県ごとの定数を定めて、給料その他給与に要する経費を都道府県の負担とし、併せてその経費の2分の1を国庫負担することとした。これによって、教育の一環として実施される学校給食に携わる「教育的専門職員」として学校栄養職員の名称がかかげられ、地位が制度上明確になった。その意図するところは、

- ① 義務教育の水準を維持向上するための必要な職員として明確に位置づける。
- ② 財政力のばらつきの大きい市町村の職員として置くことは、配置人員の不均衡が生ずることから、全国的に同一水準での配置を進めること。
- ③ 食事内容の改善向上を図り、児童・生徒に魅力ある学校給食を提供するためには、学校栄養職員の配置が必要であること。
- ④ 給与水準の向上を図ること。

などであった。

以後、国の定数計画に基づいて、適正配置が確保され、全国的水準における待遇改善が図られることとなる。

1985(昭和60)年10月 学校栄養職員の職務が円滑に行われるように、保健体育審議会に「学校栄養職員の職務内容について」の諮問がなされる。

1986(昭和61)年 諮問に対する答申が1月に出され、3月に体育局長「学校栄養職員の職務内容について」が通知された。これにより、学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理など、学校給食の栄養や健康に関する専門的な事項をつかさどる職員として職務が明確になった。

1990(平成2)年 学校栄養職員の教育的指導力向上を図るため「新規採用学校栄養職員研修」が始まる。

1992(平成4)年 『学校給食指導の手引』を改訂し、学校栄養職員の健康教育における役割をまとめ、関係者の理解の促進を図った。

学校栄養職員は、学校における重要な教育活動である学校給食を通じ、児童生徒の健康教育を進めるきわめて大きな役割を担っています。

学校栄養職員は、栄養や健康の専門家として児童生徒の生涯にわたる心身の健康づくりを目指し、内容豊かな給食を提供するばかりでなく、給食指導の面でも、学級担任等への協力等により積極的に参画することが求められます。

(『学校給食指導の手引』より抜粋)

1997(平成9)年 「学校栄養職員経験者研修」を創設し、栄養・衛生に関する新たな役割に対応できるよう、研修内容の拡充を行った。

1998(平成10)年 「食に関する指導の充実について」体育局長通知が出され、学校における食に関する指導の充実を図るためにも、教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、効果的な指導を行うことが重要であること、その際に、各学校の判断で、食に関する専門家である学校栄養職員と担任教諭がチームを組んで教科指導や給食指導を行ったり、特別非常勤講師として指導を行ったりするなど、創意工夫を加えたより一層の食に関する指導の充実が図られるようにと各都道府県教育委員会などに依頼された。これにより、それまでチームティーチングが中心であった学校栄養職員の指導が、特別非常勤講師としての指導まで広がるようになった。

## 2) 栄養教諭制度創設まで

栄養教諭制度の背景には、成長期にある児童・生徒にとって、健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであることから、きわめて重要な課題となっていることにある。しかし、近年、子どもたちの食生活の乱れは顕著になっており、体力低下傾向も続いている状況にあり、家庭の食生活のあり方も核家族化や共働き家庭の増加など社会環境の変化で子どもだけで食事をする孤食化が進み、家庭の食事は、外食や調理済み食品の利用などの増加傾向にあることなどから、保護者が子どもの食生活を十分に把握して、管理していくことが困難な状況になってきている。

また、最近特に食品の安全性に対する信頼性が揺らいでいる中、食品の品質や安全性についても、正しい知識や情報に基づいて自ら判断できる能力が必要になってきている。

これらの状況を踏まえて、子どもの体力の向上を図るとともに、子どもが将来にわたって健康な生活をしていけるようにするため、家庭だけでなく、学校においても子どもに対する食に関する指導を充実させることが重要である。そして、栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて、子ども自らが判断し、食をコントロールしていく自己管理能力の育成や望ましい食習慣の形成を促すことがきわめて重要となってきたのである。

1997(平成9)年の保健体育審議会の答申以来、学校における食に関する指導は、給食の時間を中心に特別活動、教科指導、「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で、学校給食を「生きた教材」として活用しつつ行われてきた。しかし、明確に学校における食に関する指導体制が整備されてこなかったために、地域や学校ごとの取り組みがまちまちであった。そこで食に関する指導が国民的な課題であることから、栄養に関する専門性に裏打ちされたより効果的な食に関する指導をすべての学校で行うため、新たに栄養教諭制度を創設することになったのである。

## 3) 創設に至るまでの審議会答申

### 1996(平成8)年 保健体育審議会へ諮問

高齢者人口の増加と少子化などがあいまって、世界にも類をみない勢いで急速に高齢化が進展していること、社会環境の急速な変化は、児童・生徒の心身の健康にさまざまな影響を与えていること、生活習慣病の若年化など食に起因する新たな健康課題が増加していることなどから、「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」諮問された。

### 1997(平成9)年9月9日 保健体育審議会の答申

学校給食の今日的な意義が示され、学校栄養職員の新たな役割や求められる資質などについて下記のとおり答申された。

特に、児童・生徒の健康問題の深刻化に伴い、健康教育の一環として食に関する指導の場面が従来以上に増加していることから、学校栄養職員に本来的職務に付加して対応が求

められること、食に関する指導を行うための資質を担保するために、新たな免許制度の導入も含め、資質の向上方策を検討することや、現職研修における給食指導の指導力を高める内容などについて、格段の充実を図ることとされた。

#### (4) 学校栄養職員

(学校栄養職員の新たな役割)

食の問題は、本来それぞれの家庭の価値観やライフスタイルに基づいて行われるものであり、基本的には個人や家庭にゆだねられるべき問題である。ただし、学校給食の今日的意義、さらには家庭の教育力の低下を勘案すると、学校においても、食の自己管理能力や食生活における衛生管理にも配慮した食に関する基本的な生活習慣の習得などに十分配慮する必要がある。その際、健康教育の一環として、教科等や学校給食における取組とともに、食の問題の悩みを抱えた児童生徒にきめ細かい個別指導を行うことも必要である。さらに、保護者からの児童生徒の食に関する相談のアドバイスや、児童生徒を介した家庭への情報提供も重要である。この中で、学校栄養職員は、食に関する専門家として、このような学校における食に関する指導に専門性を発揮することが期待されている。

近年における食の問題とそれに伴う児童生徒の健康問題の深刻化に伴い、これら健康教育の一環としての食に関する指導の場面が従来以上に増加し、学校栄養職員には本来的職務に付加してその対応が求められるている。

このため、学校栄養職員について、栄養管理や衛生管理などの職務はもとより、担任教諭等の行う教科指導や給食指導に専門的立場から協力して、児童生徒に対して集団又は個別の指導を行うことのできるよう、これらの職務を実践できる資質の向上を図る必要がある。

(求められる資質)

学校栄養職員は、食に関する専門家として栄養士の免許を有し、栄養学等の専門に関する知識や技術は確保されているものの、近年充実が求められている食に関する指導を児童生徒に行うために必要な専門性は、制度的に担保されていない。したがって、今後求められる学校栄養職員の資質としては、①児童生徒の成長発達、特に日常生活の行動についての理解、②教育の意義や今日的な課題に関する理解、③児童生徒の心理を理解しつつ教育的配慮を持った接し方、などである。

(資質の向上方策等)

このような学校栄養職員の役割の拡大に伴い、食に関する指導等を行うのに必要な資質を担保するため、新たな免許制度の導入を含め、学校栄養職員の資質向上策を検討する必要がある。なお、各学校において、学校栄養職員が、健康教育の一環として、専門的立場から担任教諭等の行う教科指導や給食指導に協力して、児童生徒に対して集団又は個別の指導を効果的に行うことができるようにするため、最終的には、各学校で効果的な指導が可能となるような学校栄養職員の配置の改善が必要である。

また、現職研修のうち、採用時の研修については、既に平成9年度より日数が大幅に拡充され、経験者研修についても新たに実施されたところであるが、今後は、担当教諭とチームを組んだ教科指導や給食指導に関する実践的な指導力の向上も含め、研修内容の充実努めるとともに、とりわけ経験者研修について格段の充実を図る必要がある。

この答申以来、本格的に新たな免許制度の導入を含めた学校栄養職員の資質向上方策の検討の必要性が指摘され、栄養教諭制度の創設について検討がされるようになった。

#### 1998(平成10)年 中央教育審議会答申

「今後の地方教育行政の在り方について」で、教職員の研修の見直しと研修休業制度の創設や専門的人材の活用などが答申され、学校栄養職員が他の教職員と一体となって、教育活動に積極的に参加していくことが重要とされた。

### 具体的改善方策

(教職員の研修の見直しと研修休業制度の創設)

ス 養護教諭，学校事務職員，学校栄養職員等の研修について，これらの職員の専門性を高め，学校運営への積極的な参画を促す観点から，研修内容を見直し，その充実に努めること。

(専門的人材の活用)

ケ 養護教諭，学校栄養職員，学校事務職員などの職務上の経験や専門的な能力を本務以外の教育活動等に積極的に活用するとともに，学校教育相談や進路相談などの分野において学校内外の専門的知識を有する者を活用し必要に応じて校内の生徒指導組織等との連携を行うなど学校内外の多様な人材を積極的に活用する方策を検討すること。

## 1999(平成11)年 教育職員養成審議会第三次答申

「養成と採用・研修との連携の円滑化について」で，学校栄養職員の研修の現状や問題点が指摘され，研修の充実に必要のあることが答申された。

### 2. 見直しの方向

○ 学校栄養職員の研修については，児童生徒の食の指導に関する現代的諸課題に適切に対処できる専門性を高め，学校運営に積極的に参画する意欲や態度を培うとともに，職場外での研修を受けやすくするなどの環境整備に努めることが必要である。

## 2000(平成12)年 食生活指針の策定

文部・厚生・農水の三省が共同で10項目からなる「食生活指針」を定め，これを推進することについて2000年3月に閣議決定された。政府全体で食育を推進することを明らかにし，教育分野の取り組みについても，以下のとおり重点的な推進を図ることとしている。

### 食生活指針の推進について

1. 食生活指針等の普及・定着に向けた各分野における取組の推進

(2) 教育分野における推進

国民一人一人とりわけ成長過程にある子どもたちが食生活の正しい理解と望ましい習慣を身につけられるよう，教員，学校栄養職員等を中心に家庭とも連携し，学校の教育活動を通じて発達段階に応じた食生活に関する指導を推進する。

## 2001(平成13)年5月 食に関する指導の充実にための取組体制の整備に関する調査研究

学校における食に関する指導の充実のため，「栄養教諭(仮称)」制度の創設についても視野に入れつつ調査研究が開始された。

調査事項については，①学校栄養職員による食に関する指導の在り方，②学校栄養職員の職務内容について，③学校栄養職員の資質の向上方策などである。

## 2001(平成13)年7月 食に関する指導の充実にための取組体制の整備について第一次報告

1997(平成9)年の保健体育審議会の答申と1998(平成10)年の中央教育審議会の答申において，健康教育の一環として食に関する指導の充実を図ることの重要性が，累次にわたり指摘されていることを踏まえ，各学校において児童・生徒に食に関する指導を行うことは，子どもが将来にわたって健康な生活を送る上で必要なものであることとし，各学校における取り組みがさまざまであることから，各教職員の一体的な取り組み体制を整備す

るとともに、学校栄養職員の専門的な能力を生かして食に関する教育指導を充実していくための方策の検討が、制度面の対応を含めて、緊急の課題として求められた。この一次報告の「学校栄養職員指導力向上のための取組体制の整備」において、「栄養教諭（仮称）」制度など学校栄養職員にかかわる新たな制度の創設を検討し、学校栄養職員が栄養および教育の専門家として児童・生徒の食に関する教育指導を担うことができるよう、食に関する指導体制の整備を行うことが必要とされた。

#### 2002(平成14)年 中央教育審議会答申

「子どもの体力向上のための総合的な方策について」答申において、体力向上に資する子どもの生活習慣の改善—よく食べ、よく動き、よく眠る健康三原則（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）の徹底のために、家庭での取り組みとともに学校における食に関する指導の充実がきわめて重要とされた。併せて、「栄養教諭（仮称）」制度など学校栄養職員にかかわる新たな制度の創設を検討し、学校栄養職員が栄養および教育の専門家として食に関する教育指導を担うことができるよう、食に関する指導体制の整備を行うことが必要との提言がされた。

#### 2003(平成15)年2月 食に関する指導の充実のための取組体制の整備について第二次報告

第二次報告では、栄養教諭（仮称）の職務内容、配置、免許状等の基本的な方向が提言された。

#### 2003(平成15)年6月 中央教育審議会スポーツ・青少年分科会「食に関する指導体制部会」の設置

調査研究協力者会議の提言を受ける形で、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会のもとに「食に関する指導体制部会」が設置され、制度設計を含む専門的かつ具体的な事項について調査審議が行われた（初等中等教育分科会の教員養成部会においても、「栄養教諭免許の在り方に関するワーキンググループ」が設置され審議された）。

#### 2004(平成16)年1月20日 中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」答申

（巻末資料 p.182参照）

栄養教諭制度の創設を柱とする食に関する指導体制の整備について、次のような提言がなされた。

子どもたちが望ましい食習慣と食の自己管理能力を身に付けられるよう、学校における食に関する指導体制を整備することが急務であり、新たに栄養教諭制度を創設し、食に関する専門性と教育に関する資質を併せ持つ栄養教諭が指導に当たることができるようにすることが必要。

#### 2004(平成16)年3月 「学校教育法等の一部を改正する法律案」の提出

文部科学省では、1月の中央教育審議会の答申を受けて、栄養教諭制度創設に必要な立法作業に取り組み、関係する8法律を改正する「学校教育法等の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出した。衆・参両議院において長時間の審議がなされ、5月14日にすべての政党の賛成を得て可決・成立、5月21日に公布された。法律の施行日は、2005（平成17）年4月1日とされた。

## 4) 創設以降の審議会答申

2008(平成20)年1月17日 中央教育審議会答申

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申において、「7. 教育内容に関する主な改善要項」の「(7) 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項」として「食育」が明記され、子どもたちの生活や学習の基盤として食に関する指導の充実が求められた。併せて食育を学校の教育活動全体で取り組むことが重要であり、学校給食を教材として積極的に活用することが重要であることや、家庭、地域と連携を図ることが重要とされた。具体的には平成20年1月17日の答申を参照されたい(巻末資料 p.207参照)。

## 5) 学習指導要領改訂

2008(平成20)年1月の中央教育審議会答申を受けて、学習指導要領が改訂された。

このときの改訂の基本的な考え方は、次の通りである。

- ・教育基本法、学校教育法等の改正等による教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成する。
- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等育成のバランスを重視する。
- ・道徳教育や体育等の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。

食育を推進する上で特記することは、「小学校・中学校ともに、総則に学校における『食育』を明記したこと、体育科、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うように努めることとする」とされたことである。

2017(平成29)年3月に告示された学習指導要領では、育成を目指す資質・能力について「学びに向かう人間性」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」という3つの柱として整理された。食育の推進についても総則に明記されており、「体育(保健体育)科、家庭(技術・家庭)科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める」としている。

## 2. 栄養教諭の資質能力の確保

栄養教諭には、栄養に関する専門性と教職に関する専門性の双方が求められ、それらの資質能力を制度的に担保するために、栄養教諭の免許状が創設された(教育職員免許法第2条ほか)。

栄養教諭の免許状の種類は、大学院修士課程修了程度の専修免許状、大学卒業程度の一種免許状、短期大学卒業程度の二種免許状の3種類としている。なお、栄養教諭制度の性格などに鑑み、特別免許状や臨時免許状は設けられていない(教育職員免許法第4条ほか関係)。

標準とされる一種免許状にあっては、学士の学位および管理栄養士または管理栄養士養成課程修了(栄養士免許は必要)を基礎資格とし、文部科学大臣の認定を受けた大学の課程ま

たは文部科学大臣の指定する教員養成機関において、「大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数」22単位を修得することにより授与される。専修免許状にあっては、修士の学位および管理栄養士を基礎資格とし、46単位、二種免許状にあっては、短期大学士の学位および栄養士を基礎資格とする、または管理栄養士であることを基礎資格とするとし、14単位を修得することにより授与される（教育職員免許法別表第2の2）。

また、教育職員である栄養教諭は不断にその資質・能力を高めることが求められることから、現職の栄養教諭の自発的な研修を促すため、一定の在職年数と大学や免許法認定講習などにおける単位修得により、都道府県教育委員会が行う教育職員検定を経て、上位の免許状を取得することができるようにする、いわゆる上進制度が設けられている。

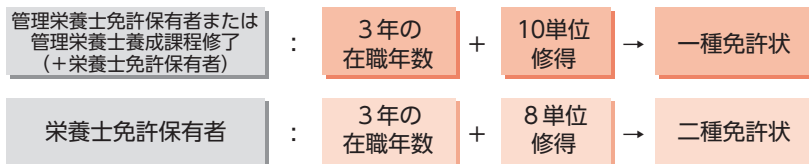
二種免許状を有する者が一種免許状を取得する場合、一種免許状を有する者が専修免許状を取得する場合、ともに必要な最低在職年数は3年としており、前者においては、大学や免許法認定講習などにおいて管理栄養士養成課程における専門科目（管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目）32単位、栄養に係る教育に関する科目2単位、教職に関する科目6単位を修得することとしている（なお、管理栄養士免許取得者は、教科に関する科目2単位、教職に関する科目6単位の修得で足りる）。後者においては、教科に関する科目または教職に関する科目から15単位を修得することとなる（教育職員免許法別表第6の2）。

●免許状の種類と取得要件

〔免許状の種類〕		〔免許状取得要件〕	
普通免許状として	専修免許状 (大学院修士課程修了程度)	修士の学位	+ 管理栄養士免許 + 24単位 ※1
	一種免許状 (大学卒業程度)	学士の学位 ※2	+ 管理栄養士免許または 管理栄養士養成課程修了 (+栄養士免許) + 22単位
	二種免許状 (短期大学卒業程度)	短期大学士の学位 ※3	+ 栄養士免許 または管理栄養士免許 + 14単位

- ※1は一種免許状授与の所要資格に加えて必要な単位数。
- ※2は管理栄養士養成施設（4年制の専門学校）卒業も含む。
- ※3は栄養士養成施設（2年制以上の専門学校等）卒業も含む。

●学校栄養職員から栄養教諭への移行措置



※他の教諭の免許状を有する者は、上記の在職年数および単位数をさらに軽減。

図1-1 栄養教諭免許制度の概要

また、現職の学校栄養職員（教育委員会、幼稚園、高等学校勤務者も含む）が栄養教諭免許状を取得する場合は、すでに一定の栄養に関する専門性と教育に関する専門性を身に付けていると考えられることから、管理栄養士免許取得などの一定の基礎資格を備え、学校栄養職員としての一定の在職年数と大学や都道府県教育委員会が実施する免許法認定講習などにおいて所定の単位を修得することにより、都道府県教育委員会が行う教育職員検定を経て、栄養教諭免許状を取得できる特別の措置が設けられている。この場合、一種免許状の取得にあつては、管理栄養士または管理栄養士養成課程修了（栄養士免許は必要）を基礎資格とし、学校栄養職員として3年以上の実務経験を有し、栄養に係る教育に関する科目を2単位以上、教職に関する科目を8単位以上を修得するものとしている。また、二種免許状の取得にあつては、栄養士免許を基礎資格とし、学校栄養職員として3年以上の実務経験を有し、栄養に係る教育に関する科目を2単位以上、教職に関する科目を6単位以上修得するものとしている。

なお、学校栄養職員であつて特別非常勤講師として1年以上、食に関する指導の実績があると実務証明責任者（公立学校の場合は、所管の市町村教育委員会）が認める場合には、栄養教育実習の単位数を、他の教職に関する科目の単位数をもって充てることが可能とされている。また、学校栄養職員であつて他の教諭などの普通免許状を有する場合は、在職年数に関係なく、栄養に係る教育に関する科目2単位を修得することにより、一種または二種免許状を取得できることとされている（教育職員免許法附則第18項ほか）。

### 3. 栄養教諭の配置

栄養教諭は、学校給食の管理と食に関する指導を一体としてその職務とすることから、配置については、①学校給食の実施そのものが義務とはされていないこと、②現在の学校栄養職員も学校給食実施校すべてに配置されているわけではないこと、③地方の自主性を尊重するという地方分権の趣旨を踏まえ、地方公共団体が地域の実情などに応じて判断すべきであることとした中央教育審議会答申の指摘を踏まえて、義務的なものとはされていない（学校教育法第37条）。

なお、公立小・中学校などに配置される栄養教諭の給与費は、教諭や養護教諭と同様に都道府県が負担することとされる（市町村立学校職員給与負担法第1条）とともに、その3分の1は国庫負担することとされている（義務教育費国庫負担法第2条関係）。また、学校栄養職員とともに栄養教諭の定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められることとなっている（同法第2条、第8条の2ほか）。

栄養教諭の配置は、2005（平成17）年度スタート時34名（4道府県）で、2008（平成20）年度には47都道府県すべてに配置され、2024（令和6）年度5月1日現在6,945名となった。

2005（平成17）年度より現職の学校栄養職員が栄養教諭免許を取得するための免許法認定講習会が実施されている。それらの人々は一層の配置促進につなげられるよう、特別非常勤講師の届出をして、日々、食に関する指導の実践を重ねている。

栄養教諭の配置については、第4次食育推進基本計画（令和3年3月）（巻末資料p.193参照）「第3 食育の総合的な促進に関する事項 2. 学校、保育所等における食育の推進」の中に、食に関する指導の充実を図るための国の施策として、「栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行に引き続き努める」としており、また、地域による格差を解消すべく、配置を促進するとしている。

文部科学省においては、各都道府県の教育委員会教育長に対して、栄養教諭の全国的な配置状況を周知するとともに、「栄養教諭の配置促進について（依頼）」通知を出し、配置の促進を図っている（平成21年4月28日）。

表1-1 栄養教諭の配置状況（公立学校）

年度	配置数
平成28年度	5,765
平成29年度	6,092
平成30年度	6,324
令和元年度	6,488
令和2年度	6,652
令和3年度	6,752
令和4年度	6,843
令和5年度	6,924
令和6年度	6,945

（令和6年5月1日現在）

#### 【栄養教諭・学校栄養職員の定数の算定基準】

##### ①学校給食単独調理校

- ・学校給食を受ける児童・生徒数550人未満 4校に1人
- ・学校給食を受ける児童・生徒数550人以上 1校に1人
- ・550人未満の給食実施校が3校未満の市町村 1市町村に1人

##### ②共同調理場

- ・共同調理場に係る学校の児童・生徒数が1,500人以下 1場に1人
- ・共同調理場に係る学校の児童・生徒数が1,501人～6,000人 1場に2人
- ・共同調理場に係る児童・生徒数が6,001人以上 1場に3人

##### ③①～②間でのほか、食に関する指導を行う学校等を考慮して各都道府県に2人まで加配

## 4. 栄養教諭の身分

学校教育の成否は、実際の教育に携わる教員個人の資質・能力に負うところが大きいことから、専門職としての位置づけと不断の資質・能力の向上や、児童・生徒らとの全人格的触れ合いを通じて指導する立場としての相応の倫理性や中立性が求められる。このため、公立学校に勤務する教諭や養護教諭などの教育公務員については、その職務と責任の特殊性に基づき、教育公務員特例法において身分の取扱いについて特例が定められている。

栄養教諭についても、教諭や養護教諭と並んで児童・生徒に対する指導を直接的に担う教育職員として位置づけられており、他の教員と同様に、教育公務員特例法などの身分等関係規定が適用される。なお、初任者研修および中堅教諭等資質向上研修については、その目的や実施方法に鑑み、養護教諭と同様に栄養教諭には適用されないこととなっている（教育公務員特例法第12条ほか）。

## 5. 栄養教諭の職務—食に関する指導と給食の管理—

栄養教諭は、小学校、中学校、特別支援学校の小学部および中学部に配置され、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとしてつかさどることを職務として規定されている。小学校以外の学校については準用規定である。

### 【学校教育法（抜粋）】

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

⑭ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

第49条（中学校：略）

第60条（主文：略）

② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第69条（主文：略）

② 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

### 1) 栄養教諭の職務

栄養教諭の職務の内容は、平成16年1月の中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」において、「栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行うことが期待される。このため（1）食に関する指導と、（2）学校給食の管理を一体のものとしてその職務とすることが適当である」と記されている（巻末資料 p.182参照）。概要は以下のとおりである。

(1) 食に関する指導

- ① 児童生徒への個別的な相談指導
- ② 児童生徒への教科・特別活動等における教育指導
- ③ 食に関する教育指導の連携・調整

(2) 学校給食の管理

(3) 食に関する指導と学校給食の管理の一体的な展開

この中で学校給食の管理については「現在学校栄養職員が行っている栄養管理や衛生管理、検食、物資管理等の学校給食の管理は、専門性が必要とされる重要な職務であり、栄養教諭の主要な職務の柱の一つとして位置付けられるべきである」とされている。以下に示す内容は、1986（昭和61）年3月学校給食の栄養や健康に関する専門的な事項をつかさどる職員として職務が明確になった体育局長通知「学校栄養職員の職務内容」である。

### 学校栄養職員の職務内容

(学校給食に関する基本計画への参画)

1. 学校給食に関する基本計画の策定に参画すること。
2. 学校給食の実施に関する組織に参画すること。

(栄養管理)

3. 学校給食における所要栄養量、食品構成表及び献立を作成すること。
4. 学校給食の調理、配食及び施設設備等に関し、指導、助言を行うこと。

(学校給食指導)

5. 望ましい食生活に関し、専門的立場から担任教諭等を補佐して、児童生徒に対して集団又は個別の指導を行うこと。
6. 学校給食を通じて、家庭及び地域との連携を推進するための各種事業の策定及び実施に参画すること。

(衛生管理)

7. 調理従事員の衛生、施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期するため、日常の点検及び指導、助言を行うこと。

(検食等)

8. 学校給食の安全と食事内容の向上を期するため、検食の実施及び検査用保存食の管理を行うこと。

(物資管理)

9. 学校給食用物資の選定、購入、検収及び保管に参画すること。

(調査研究等)

10. 学校給食の食事内容及び児童生徒の食生活の改善に資するため、必要な調査研究を行うこと。
11. その他学校給食の栄養に関する専門的事項の処理に当たり、指導、助言又は協力すること。

(「学校給食の食事内容の改善について」及び「学校栄養職員の職務内容について」(答申)より)

## 2) 学校給食法に示されている栄養教諭の職務

### (1) 食に関する指導に関する職務

学校給食法第10条（平成20年6月18日改正）においては、食に関する指導を行うという、栄養教諭の役割が新たに示された。

**第10条** 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。(後略)

- 3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第1項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

### (2) 給食管理に関する職務

同じく学校給食法第7条では、栄養教諭の給食栄養管理者としての役割が示された。

(学校給食栄養管理者)

**第7条** 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（第10条第3項において「学校給食栄養管理者」という。）は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定の栄養士若しくは同条第3項の管理栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

表1-2 栄養教諭と学校栄養職員の職務内容の比較(例)

区分	具体的内容		
	栄養教諭	学校栄養職員	
食に関する指導	児童・生徒への個別的な相談指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭や学級担任と連携して、偏食傾向、強い痩身願望、肥満傾向、食物アレルギーおよびスポーツを行う児童・生徒に対する個別の指導。</li> <li>・保護者に対する個別相談。</li> <li>・主治医・学校医・病院の管理栄養士等との連携・調整。</li> <li>・アレルギーやその他の疾病をもつ児童・生徒用の献立作成および料理教室の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任教諭等を補佐して、児童・生徒に対して個別指導を実施。</li> </ul>
	児童・生徒への教科・特別活動等における教育指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動および給食時間における指導。</li> <li>・教科および総合的な学習の時間における学級担任や教科担任と連携した指導。</li> <li>・給食放送指導、配膳指導、後片付け指導。</li> <li>・児童・生徒集会、委員会活動、クラブ活動における指導。</li> <li>・指導案作成、教材・資料作成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任教諭を補佐して、児童・生徒に対する集団指導を実施(給食時、学級活動、教科(特非、TT)など必要に応じて)。</li> </ul>
	食に関する指導の連携・調整	<p><b>【校内における連携・調整】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の食生活の実態把握。</li> <li>・食に関する指導(給食指導を含む)年間指導計画策定への参画。</li> <li>・学級担任、養護教諭等との連携・調整。</li> <li>・研究授業の企画立案、校内研修への参加。</li> <li>・給食主任等公務分掌の担当、職員会議への出席。</li> </ul> <p><b>【家庭・地域との連携・調整】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食だよりの発行。</li> <li>・試食会、親子料理教室、招待給食等の企画立案、実施。</li> <li>・地域の栄養士会、生産者団体、PTA等との連携・調整。</li> </ul>	<p><b>【家庭・地域との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食だよりの発行。</li> <li>・学校給食を通じて、家庭および地域との連携を推進するための各種事業の策定および実施に参画。</li> </ul>
学校給食管理	給食基本計画への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の基本計画の策定、学校給食委員会への参画。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の基本計画の策定、学校給食委員会への参画。</li> </ul>
	栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食摂取基準および食品構成に配慮した献立の作成、献立会議への参画・運営。</li> <li>・食事状況調査、嗜好調査、残菜調査等の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食摂取基準および食品構成に配慮した献立の作成、献立会議への参画・運営。</li> <li>・食事状況調査、嗜好調査、残菜調査等の実施。</li> </ul>
	衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業工程表の作成および作業動線図の作成・確認。</li> <li>・物資検収、水質検査、温度チェック・記録の確認。</li> <li>・調理員の健康観察、チェックリスト記入。</li> <li>・「学校給食衛生管理基準」に定める衛生管理責任者としての業務。</li> <li>・学校保健委員会等への参画。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業工程表の作成および作業動線図の作成・確認。</li> <li>・物資検収、水質検査、温度チェック・記録の確認。</li> <li>・調理員の健康観察、チェックリスト記入。</li> <li>・「学校給食衛生管理基準」に定める衛生管理責任者としての業務。</li> <li>・学校保健委員会等への参画。</li> </ul>
	検食・保存食等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検食、保存食の採取、管理、記録。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検食、保存食の採取、管理、記録。</li> </ul>
	調理指導 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理および配食に関する指導。</li> <li>・物資選定委員会等出席、食品購入に関する事務、在庫確認、整理、産地別使用量の記録。</li> <li>・諸帳簿の記入、作成。</li> <li>・施設・設備の維持管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理および配食に関する指導。</li> <li>・物資選定委員会等出席、食品購入に関する事務、在庫確認、整理、産地別使用量の記録。</li> <li>・諸帳簿の記入、作成。</li> <li>・施設・設備の維持管理。</li> </ul>

\*上記のほか、栄養教諭は教員として研修への参加および学校運営に携わることが考えられる。

## 6. 学校給食の歴史

わが国の学校給食は、1889（明治22）年に山形県鶴岡町（現在の鶴岡市）の私立忠愛小学校で貧困家庭の児童を対象に、昼食を無償で提供したものが起源とされている。戦争中は一時中断されたが、困難な食糧事情のもとで、困窮と食糧不足から栄養失調の児童・生徒を救済するという要請から、アメリカなどからの援助物資（ララ物資）を受けて再開している。

1946（昭和21）年12月、各地方長官宛に、文部・厚生・農林三省の次官により「学童の体位向上並びに栄養教育の見地から、広く学校において適切な学校給食を行うことは、まことに望ましいことである。」と通達され、貧困・虚弱児童だけでなく全児童を対象とした健全な育成が給食実施の目的として掲げられたことで、新しい学校給食のスタートとなった。

1949（昭和24）年10月からは、ユニセフ寄贈の脱脂粉乳による給食が地方にも広がり、モデル校において実施された。当時、ユニセフ給食実施校と、実施していない学校の児童の体位を比べた結果から、学校給食は世論の絶大な支援を得ることとなり、併せて広く全国で実施されることが要請されたのである。実施率が、1946（昭和21）年3月に23%であったものが、1950（昭和25）年には69%に急速に飛躍したことからもうかがえるのである。

ところが、1951（昭和26）年のサンフランシスコ講和条約の調印にともない、完全給食実施の財源であったガリオア資金によるアメリカからの贈与小麦粉が打ち切られた。財源を失ったことで給食費の値上がりとなり、学校給食を中止せざるをえない学校や継続していても給食費の未納者が増加して、学校給食は中止の危機にさらされた。そのため、国庫補助による学校給食の継続を要望する運動が全国的に展開されて、法制化が叫ばれるようになった。

1954（昭和29）年には、学校給食の基本的な枠組みを規定した「学校給食法」が制定され、以後学校給食は急速に進展することとなった。

学校給食法の第4条において、義務教育諸学校の設置者は学校給食が実施されるように努めることとされ、学校給食を開始する施設・設備の費用や、給食費が払えない児童に対する財政的援助も規定するなど制度面の整備が図られた。学校給食に要する人件費・施設設備費は設置者が負担し、食材料費は保護者が負担することなども明確に規定されて、今日に至っている。

2021（令和3）年5月1日における完全給食実施率は、公立の小学校で99.4%、中学校で96.1%となっている。

明治以降の学校給食略年表を表1-3に示した。

表1-3 学校給食略年表

年号	事項
1889(明治22)年	山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で貧困児童を対象に無料で学校給食を実施。これがわが国の学校給食の起源とされる。
1946(昭和21)年	12月11日付文部・厚生・農林三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」が発せられ、戦後の学校給食の方針が定まる。

1947(昭和22)年	1月, 全国の児童約300万人に対し学校給食を開始。
1954(昭和29)年	6月3日, 第19国会で「学校給食法」成立, 公布される。同年中に学校給食法施行令, 施行規則, 実施基準なども定められ, 学校給食の実施体制が法的に整う。
1957(昭和32)年	5月20日, 「盲学校, ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」が公布される(同日施行)。
1958(昭和33)年	10月1日, 「学習指導要領」が改訂され, 学校給食が初めて学校行事などの領域に位置づけられる。
1962(昭和37)年	4月1日, 学校給食栄養所要量の基準が改定される。
1964(昭和39)年	共同調理場の施設設備費, 学校栄養職員の設置費についての補助制度が設けられる。
1968(昭和43)年	7月, 「小学校学習指導要領」の改訂に伴い, 小学校の学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」に位置づけられる。
1969(昭和44)年	4月14日, 「中学校学習指導要領」の改訂に伴い, 中学校の学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」に位置づけられる。
1974(昭和49)年	4月, 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」などの改正により, 教育的専門職員として「学校栄養職員」の名称地位が制度上明確になる。
1976(昭和51)年	4月, 学校給食制度に米飯が正式に導入される(2月学校給食法施行規則一部改正)。
1984(昭和59)年	3月, 「新学校給食指導の手びき」刊行される。
1989(平成元年)	3月, 「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」が改訂され, 学校給食は「特別活動」の中の「学級活動」に位置づけられる。
1990(平成2)年	「新規採用学校栄養職員研修」を開始する。
1991(平成3)年	昭和56年度以来の「第5次学級編制及び教職員定数改善計画(12年計画)」の完了により, 学校栄養職員の定数が4,475人増となる。
1992(平成4)年	4月, 日本体育・学校健康センター事業として「中堅学校栄養職員研修」を開始する。7月, 平成元年の「学習指導要領」の改訂を踏まえた新しい「学校給食指導の手引」が刊行される。
1993(平成5)年	「第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画(平成5~10年度までの6か年計画)」が策定され, 学校栄養職員については, 計1,170人の配置改善が図られる。
1996(平成8)年	栄養教育カリキュラムの開発に関する調査研究が開始される。
1997(平成9)年	4月1日, 「学校給食衛生管理の基準」制定される。
1998(平成10)年	6月12日, 「食に関する指導の充実について」が発表され, 学校栄養職員をティーム・ティーチングや特別非常勤講師に活用する取組みなどの推進が図られる。
1999(平成11)年	8月24日, 新学習指導要領における食に関する指導のあり方について理解を深め, 一層の充実に資するため, 食に関する指導全国研究会を開催する。
2000(平成12)年	1月, 「食に関する指導の実践事例集—総合的な学習の時間に向けて—」を作成する。3月, 「食に関する指導参考資料」を刊行する。
2002(平成14)年	3月, 食生活に関する学習教材および指導用解説書が作成される。
2003(平成15)年	2月, 「食」に関する指導の取組体制の整備について, 第二次報告が提言される。3月, 「学校給食衛生管理の基準」の一部が改訂される。5月, 「学校給食実施基準」および「夜間学校給食実施基準」の一部がそれぞれ改正され, 学校給食の1人1回当たりの平均栄養所要量の基準が改訂される。
2004(平成16)年	5月, 栄養教諭制度の創設を柱とする学校教育法の一部改正が公布される。

2005(平成17)年	3月、「学校給食衛生管理の基準」の一部が改訂される。 4月、栄養教諭制度がスタートする。 6月、食育基本法が制定される。
2006(平成18)年	3月、「食育推進基本計画」が策定される。
2007(平成19)年	3月、『食に関する指導の手引』が刊行される。
2008(平成20)年	3月、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」が改訂されて総則に「食育の推進」に関する規定が盛り込まれる。 6月、「学校給食法」が大改正される。(施行日は、平成21年4月1日) 7月、「学校給食衛生管理の基準」の一部が改訂される。 10月、「学校給食実施基準」「夜間学校給食実施基準」が一部改訂される。「義務教育諸学校及び夜間課程を置く高等学校における学校給食の児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」、「特別支援学校の幼児一人一回当たりの学校給食摂取基準」
2009(平成21)年	3月、「高等学校学習指導要領」が改訂され、総則に「食育の推進」に関する規定が盛り込まれる。 4月1日、学校給食法の一部改正が施行される。法改正を受けた「学校給食実施基準」及び「学校給食衛生管理基準」等が告示される。
2010(平成22)年	3月、『食に関する指導の手引』（第一次改訂版）が作成される。
2011(平成23)年	3月、文部科学省は東日本大震災に際し、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、学校給食施設を活用した炊き出しへの協力要請を行った。被災地において学校給食施設を活用した炊き出しが行われる。 3月、「第2次食育推進基本計画」が策定される。 4月、「小学校学習指導要領」が全面实施される。
2012(平成24)年	4月、「中学校学習指導要領」が全面实施される。 4月、「児童手当法の一部改正に関する法律」が施行され、受給資格者の申出により、児童手当から学校給食費等の徴収が可能となる。
2013(平成25)年	1月、「学校給食実施基準」、「夜間学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」の一部が改正される。 12月、文部科学省及び農林水産省から「第2次食育基本計画における学校給食関係の目標値の一部改定等について」が追加される。 12月、今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議から「今後の学校における食育の在り方について」が最終報告される。
2014(平成26)年	3月、学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議から「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」が最終報告される。
2015(平成27)年	3月、文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が配布される。
2016(平成28)年	3月、「第3次食育推進基本計画」が策定される。
2017(平成29)年	3月、「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」が作成される。 3月、「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」が改訂される。
2018(平成30)年	7月、「学校給食実施基準」の一部改正が告示され、8月1日から施行される。
2019(平成31)年	3月、『食に関する指導の手引き』（第二次改訂版）が作成される。
2021(令和3)年	2月、「学校給食実施基準」の一部改正が告示され、4月1日から施行される。 3月、「第4次食育推進基本計画」が策定される。

資料：(独)日本スポーツ振興センター『平成17年版 学校給食要覧』2006. に加筆。

## 7. 学校給食法

学校給食法は1954（昭和29）年6月3日制定され、約半世紀の間、その時々状況に応じて必要な改正を行いながら制度的に支えてきた。

2008（平成20）年の改正は、中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」も踏まえつつ原案が作成され「学校保健法等の一部を改正する法律案」として、平成20年2月29日閣議決定されて、同日付けで第169回国会に提出、6月11日全会一致で可決成立した。施行日は平成21年4月1日となっている。

改正のポイントは、次のとおり。

- ・学校給食の目的を「食育」の観点から見直す。
- ・学校給食の食事内容の水准确保のために、学校給食実施基準を法に位置づけた。
- ・安全・安心な学校給食を実施するため、学校給食衛生管理の基準を法に位置づけた。
- ・食に関する全体計画の作成や栄養教諭の役割を法に位置づけた。

第1条では、従来の学校給食の普及充実に加えて、学校における食育の推進を新たに規定した。さらに、第2条では、食育の観点を踏まえ、新たな目標も加え4つを7つにし、学校給食が栄養補給のためだけにとどまらず、教育の一環であることをより明確とした。

### 【学校給食法（抜粋）】

（法律の目的）

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第2条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

その他、改正された学校給食法については資料参照（巻末資料p.208参照）。

## 8. 食育基本法の施行，食育推進基本計画の決定

### 1) 食育基本法

国民が、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」を、国、地方公共団体および国民の取り組みとして総合的かつ計画的に推進するため、食育基本法が平成17年6月10日に成立し、7月15日施行された。

本法律の前文には、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である……食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける」とし、特に子どもへの食育を重視している。

また、第5条、第6条で、子どもの食育における教育関係者の役割、第11条第1項で教育関係者等の責務、第20条で学校、保育所等における食育の推進、第21条で地域における食生活の改善のための取り組みの推進を規定するなど、教育関係者の取り組みに大きな期待をしている（巻末資料 p.189参照）。

### 2) 食育推進基本計画

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な計画や目標を示したもので、5年間を期間に重点課題の見直しが行われており、現在は、第4次食育推進基本計画（令和3年度～7年度）に基づいて推進されている（巻末資料 p.193参照）。重点事項および学校給食に関連する具体的な目標値は表1-4、表1-5の通りである。

表1-4 第4次食育推進基本計画の重点事項

重点事項1	生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）
重点事項2	持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）
重点事項3	「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）

表1-5 第4次食育推進基本計画における学校給食関連の具体的な目標値（抜粋）

具体的な目標	現状値	目標値
④朝食を欠食する子どもの割合	4.6%	0%
⑥栄養教諭による地場産物に関わる食に関する指導の平均回数	月9.1回	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合		90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合		90%以上

※⑥⑦⑧は追加・見直しされたもの